

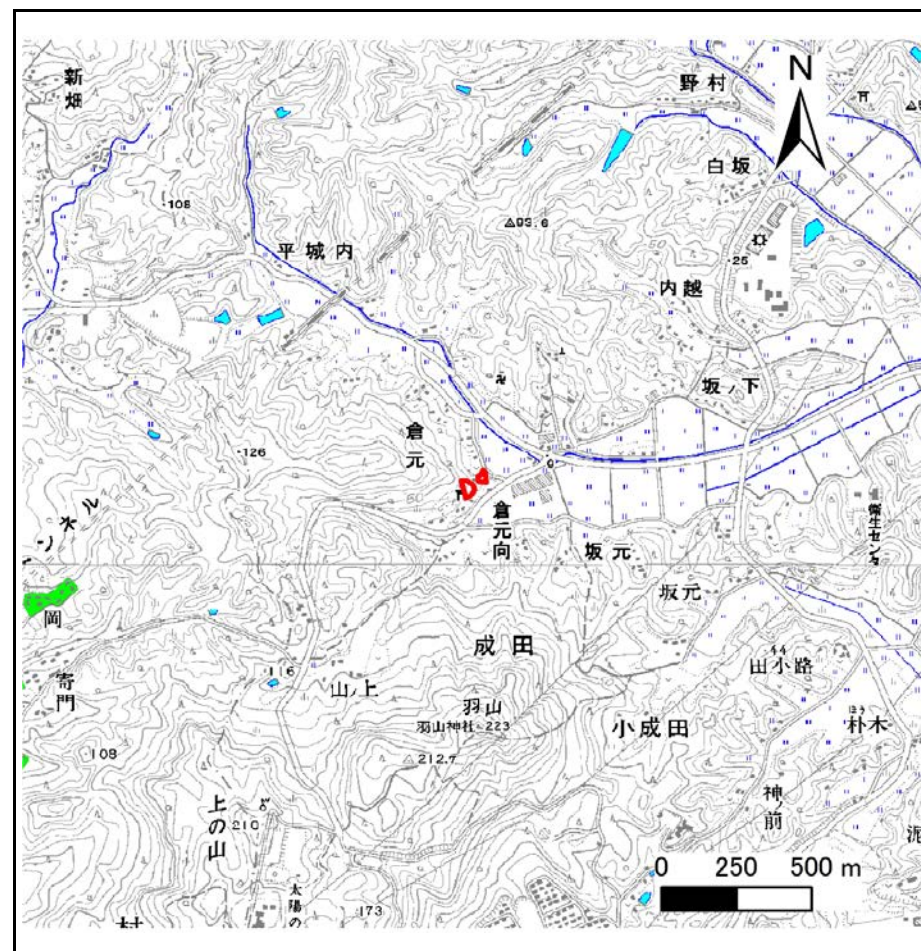
# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第903号
告示年月日	平成29年10月6日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-自-0102(1311000102)
箇所名	倉元
所在地	柴田郡柴田町大字成田字倉元, 字三河内
調査機関	宮城県大河原土木事務所



位置図(S=1:200,000)



位置図(S=1:25,000)

宮城県

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図20000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平28情複、第1342号)

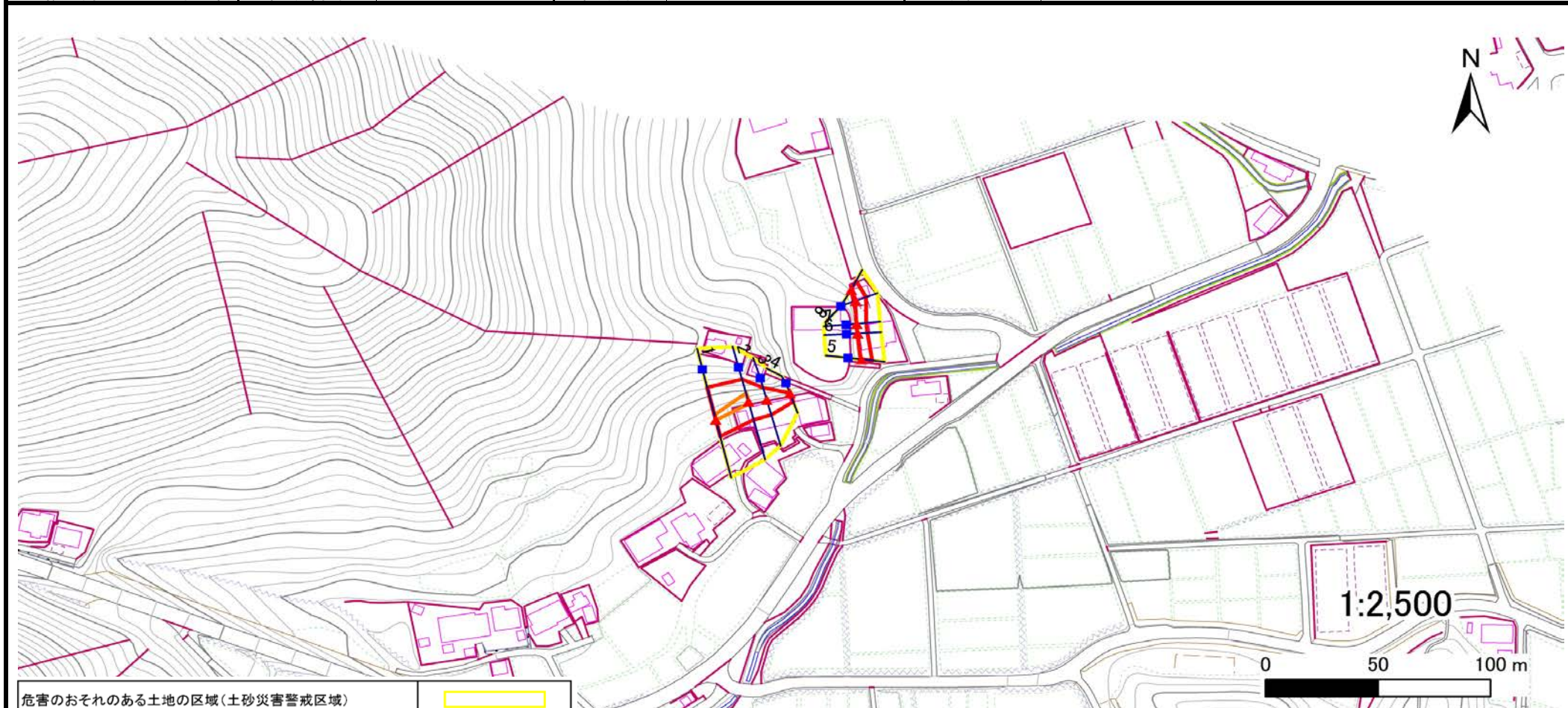
## 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第903号
告示年月日	平成29年10月6日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度 平成28年度

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-0102(1311000102)	箇所名	倉元	所在地	柴田郡柴田町大字成田字倉元, 字三河内
---------	------	----------------------	-----	----	-----	---------------------



危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)	
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域
	それ以外の区域

凡例	■ 上端	— 横断測線
	▲ 下端	

# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第903号
告示年月日	平成29年10月6日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-0102(1311000102)	箇所名	倉元	所在地	柴田郡柴田町大字成田字倉元, 字三河内											
横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	117.0	1.0	100.0	1.0	-	-	11.6	2.3	~								
2 ~ 3	-	-	100.0	1.0	-	-	12.8	2.6	~								
3 ~ 4	-	-	94.4	1.0	-	-	12.8	2.6	~								
5 ~ 6	-	-	59.7	1.0	-	-	10.0	2.0	~								
6 ~ 7	-	-	54.5	1.0	-	-	10.2	2.1	~								
7 ~ 8	-	-	61.4	1.0	-	-	10.2	2.1	~								
8 ~ 9	-	-	61.4	1.0	-	-	8.6	1.7	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								